

権利擁護センター「あんしん北」

福祉サービス利用援助事業 生活支援員募集



あんしん北では、福祉サービス利用援助事業の「生活支援員」を募集しています。地域の高齢、障がい者支援に関心のある方、熱意のある方のご応募お待ちしております。

福祉サービス利用援助事業とは

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。例えば「福祉サービスを利用したいが、手続きがわからない」「銀行でお金をおろしたいが1人では不安」このような不安や困りごとを解決し、安心して地域で生活できるようにサポートするサービスが「福祉サービス利用援助事業」です。

支援の対象者

高齢、知的障がい、精神障がいなどの理由で自分ひとりでは適切な福祉サービスの利用、役所の手続き、料金支払いや預貯金の払戻し等を行うことが難しい方を対象としています。

活動の頻度

決まった利用者を定期的に支援していただく形式になっています。活動頻度は担当していただく利用者の人数によって変化します。



報酬について

活動に応じた報酬と交通費の支給をします。報酬は1月分をまとめて翌月に支払いいたします。月の報酬は数千円～1万円程度の方が大半です。雇用契約は結びますが、固定給ではないので所得を保証するものではありません。

応募資格

- 地域内の高齢者、障がい者支援などに関心がある方
- 説明会に参加できる方

※民生委員・児童委員及びホームヘルパー等との兼業はできません。ご了承ください。

※採用までのスケジュールは裏面をご参照ください。

～ 採用までのスケジュール ～

①生活支援員業務内容説明会

業務内容および、採用までの流れをご説明いたします。
下記いずれかご都合のよろしい日にご参加ください。
事前に電話でお申込み下さい。

- ・7月29日(木) 10:00～11:00 (岸町ふれあい館会議室)
- ・8月 5日(木) 14:00～15:00 (岸町ふれあい館会議室)

②書類選考(履歴書、作文)

説明会を受けた上で、必要書類の提出をお願いいたします。
提出期日は8月12日(木)です。

③面接、適性検査

書類選考の後、面接・適性検査を行います。
実施予定日は8月30日(月)です。

～ 申込み・問合せ ～

説明会参加申込み、または事業に関するご質問がある方は、電話にてご連絡ください。
みなさまからのご連絡、お待ちしております。



【連絡先】

北区社会福祉協議会
権利擁護センター「あんしん北」
電話：03-3908-7280